

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果
 — 9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入 —
 (平成 30 年 12 月 28 日 (金) から平成 31 年 1 月 31 日 (木) まで意見募集)

【提出された意見と総務省の考え方】

No.	提出された御意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	<p>(1) <該当箇所>別添 1:別表第二号第 3 及び別表第二号の三第 3「□PON QON VON 9400 MHz W」の追加 <意見> 追加に反対します。 《理由》 現行様式のスペア (□) を利用することで対応可能であるため改正の必要はないと考えます。加えて、①現行様式は平成 31 年 1 月 1 日から新様式として施行されたばかりですが、申請書进行处理するパートナーシステムは、現在も不具合を抱えたままで、制度改正どおりの申請ができていない状況です。これに更に変更を加えるなどとする方針にはとても同調できないこと、②当会では新様式に対応した電子申請プログラムを独自に手当しており、更なる費用負担を強いられることとなるばかりで、何のメリットもないこと、③平成 24 年 7 月に S バンドの固体素子レーダーを導入した際に様式を変更しなかったことを踏まえると、X バンドの場合のみ様式を変える理屈がないと考えること。 もし、このまま様式を変えるのであれば、その理由なり、考え方を明らかにされたい。</p> <p>(2) <該当箇所>別添 7:告示 288 号</p>	<p>(1) 御意見を踏まえて、経過規定を設けることと致します。本様式とする理由は、本改正を受けて、今後、9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入が進むことが想定されることから、申請書の様式においても対応する必要があるためです。経過規定を踏まえて、御意見のように、従前の様式を利用して申請書を作成頂くことで問題ございませんので、ご理解の程宜しくお願い致します。</p> <p>(2) 御意見を踏まえて、改正案を修正致します。</p>	<p>(1) あり</p> <p>(2) あり</p>

①5頁 第10項第1号(2)「国際海事機構」

②同上の「SN/Circ. 243 の」

③7頁 第11項第3号「IEC62388:2013 の」

④9頁 第13項第3号「IEC62288:2014 の」

⑤9頁 第14項第3号「IEC62388:2013 の」

⑥10頁 第15項第5号「SN/Circ. 243 に」

⑦10頁 第16項「ECDIS」

⑧10頁 第7項「船舶指導識別装置」

⑨11頁 第18項「IEC 62288:2014」

<意見>

国際基準の最新版を限定する引用方法等に問題があると思います。案の方法をとると頻繁に改正作業が発生します。(他の規則、告示の引用方法によるべきではないでしょうか。) 気づきの点は以下のとおり。

①「国際海事機関」の誤り。また、以下同様の文言引用があることから「国際海事機関 (以下「IMO」という。)」とされてはいかがか。

②「SN/Circ. 243 に規定する」

③「IEC 規格 (国際電気標準会議の規格をいう。以下同じ。) 62388 の関係」とすべき。

④「IEC 規格 62288 の関係」とすべき。

⑤「IEC 規格 62388 の関係」とすべき。

⑥「SN/Circ. 243 の関係規定に」とすべき。

⑦「電子海図表示装置」とすべき。

⑧「船舶自動識別装置」の誤り。

⑨「IEC 規格 62288 の関係規定」とすべき。

	<p>(3) <該当箇所>別添 8:告示 329 号 ①2 頁 第 2 項第 1 号(6)「P O N」「F 3 N」(縦書き) <意見> ①「P O N」「F 三 N」(縦書き)の誤り。</p> <p>(4) <該当箇所>別添 10:告示 1232 号 ①5 頁 附則第 2 項「無船測位業務」 ②5 頁 附則第 3 項「無線設備規則第 48 条第 2 項に規定されるレーダー以外」 <意見> ①「無船測位業務」の誤り。 ②「平成〇年〇月〇日総務省令第〇号による改正後の無線設備規則第 48 条第 2 項に規定するレーダー以外のもの」とすべきでは。</p> <p>(原文のとおり)</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国船舶無線協会】</p>	<p>(3) 御意見を踏まえて、改正案を修正致します。</p> <p>(4) 御意見を踏まえて、改正案を修正致します。</p>	<p>(3) あり</p> <p>(4) あり</p>
2	<p>(1) 干渉対策等に関する御提案 (要約)</p> <p>(2) 社会構造、教育、外国人高度人材等に関する政策の御提案 (要約)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1) 今後の情報通信政策に関する参考御意見として承ります。</p> <p>(2) 本改正案は、9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入に係る制度整備を行うものです。</p>	<p>(1) なし</p> <p>(2) なし</p>